

船舶事故調査報告書

平成27年1月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年6月30日（月） 15時30分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島北方沖 宗像市所在の倉良瀬灯台から真方位018° 8.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 03.3′ 東経130° 31.8′）
事故調査の経過	平成26年7月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 恵比須丸、8.5トン FO2-6183（漁船登録番号）、個人所有 12.79m（Lr）×3.50m×1.06m、FRP ディーゼル機関、316.3kW、平成元年3月6日 第290-45952号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 博栄丸、4.9トン FO3-32710（漁船登録番号）、個人所有 12.56m（Lr）×2.77m×0.91m、FRP ディーゼル機関、330kW、平成10年9月7日 第290-51771号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月13日 免許証交付日 平成25年1月9日 （平成30年5月13日まで有効） B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年3月7日 免許証交付日 平成22年9月6日 （平成28年3月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央舷側外板に亀裂、操舵室屋根に亀裂、オーニングガイド ワイヤ取付け金具の脱落 B 船首部防舷材に欠損、船首部に擦過傷

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、地ノ島北方沖において、夜間に行ういか漁の場所取りのため、平成26年6月30日13時00分ごろ錨泊した。</p> <p>船長Aは、機関を止めて船首甲板上で漁具の準備中、左舷方約1Mに接近するB船を視認したので、漁師同士の情報交換をするために接近して来るものと思い、その動静を見ていたところ、B船が約30mに接近したとき、衝突の危険を感じ、白いタオルを振り、大声で呼び掛けたが、15時30分ごろ、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、地ノ島北東方沖を約12～13ノットの対地速力で、自動操舵により北西進中、レーダーを0.75Mレンジとし、操舵装置の前に立って見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、前路に他船を認めなかったため、GPSプロッターで目的地までの経路を確認しようと思い、GPSプロッターの画面を見ていたとき、船尾甲板上の釣り客3人の叫び声を聞き、船首方を見たところ、約15m先にA船を認め、直ちに機関を全速力後進としたが、B船とA船が衝突した。</p> <p>本事故後、B船は、後進によりA船と離れ、船長Bは、A船と船長Aの状況確認のため、B船をA船の右舷側に寄せ、状況を確認したのちに海上保安庁に連絡した。</p> <p>A船とB船は、それぞれ自力航行して、A船は、福岡県^{あしや}芦屋町^{かしぼら}柏原漁港へ、B船は、北九州市^{わいた}脇田漁港へ入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視程 約5M</p> <p>海象：波高 約0.2～0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、日頃から安全に気を配り、転倒及び落水防止用の安全索や、落水を考慮した乗船用の^{なわぼしご}縄梯子を用意していた。</p> <p>本事故時、船長Aは、安全索をつかんだため、落水や転倒もせず、負傷も負わなかった。</p> <p>船長Aは、唐人錨及び直径20mmの合成繊維製索を錨索として使用しており、日頃から、船首甲板に錨索を緊急切断するための包丁を備えていた。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近が、大型コンテナ船の往来が激しく、また、その航行に危険を感じて、錨索を切るなどして避航した経験があったため、日頃から見張りを適切に行うように心掛けていた。</p> <p>船長Aは、本事故時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>A船は、錨泊中を示す黒色球形形象物をマスト上に掲げていた。</p> <p>船長Bは、レーダー及び目視で見張りをしていたが、本事故時前の数分間、GPSプロッターの画面を見ていた。</p>

	船長B及び釣り客3人は、本事故時、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、地ノ島北方沖で機関を止めて錨泊中、船長Aが、船首側甲板上で漁具の準備中、B船が漁師同士の情報交換をするために接近して来るものと思い、その動静を見ていたところ、衝突の危険を感じ、白いタオルを振り、大声で呼び掛けたが、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、地ノ島北東方沖を自動操舵により北西進中、船長Bが、前路に他船を認めなかったため、GPSプロッターで目的地までの経路を確認しようと思い、GPSプロッターの画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、釣り客の叫び声でA船に気づき、全速力後進としたものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、地ノ島北方沖において、A船が機関を止めて錨泊中、B船が北西進中、船長Bが、GPSプロッターの画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、状況に応じた見張りを適切に行うこと。 ・ レーダーの接近警報装置を使用すること。 ・ 有効な音響信号を行うことができる手段を講ずること。

付図1 事故発生経過概略図

